

# 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日

農林水産大臣公表

(一部変更：令和6年10月31日)

## 目次

前文	1
第1章 基本方針	2
第1 基本方針	2
第2章 発生予防対策	4
第2 平時からの取組	4
第3 発生に備えた体制の構築・強化	6
第3章 まん延防止対策	10
第1節 家畜における防疫対応	10
第4 異常家畜の発見及び検査等の実施	10
第5 病性等の判定	21
第6 病性等判定時の措置	23
第7 発生農場等における防疫措置	28
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	36
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	37
第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	42
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	44
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	46
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	52
第14 予防的殺処分（法第17条の2）	53
第15 家畜の再導入	55
第16 発生の原因究明	57
第2節 野生動物における防疫対応	58
第17 感染の疑いが生じた場合の対応等	58
第18 病性の判定	60
第19 病性判定時の措置	61
第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び第25条の2第3項）	63
第21 移動制限区域の設定（法第32条）	64
第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	68
第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	69
第24 ウイルスの浸潤状況の確認等	71
第4章 その他	73
第25 その他	73
【参考】	74
家畜の評価額の選定方法	74

### ※ 留意事項

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和6年10月31日付け6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知）

## 前文

- 1 <sup>てい</sup>口蹄疫は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
  - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
  - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
  - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
  - (4) 国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後も我が国に口蹄疫が侵入するリスクは高い。
- 4 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における口蹄疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

## 第1章 基本方針

### 第1 基本方針

- 1 口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾患の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 家畜の所有者は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家畜の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、家畜の健康観察と記録、口蹄疫が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や家畜の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する口蹄疫に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、家畜の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、口蹄疫の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体等は、都道府県が行う家畜の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家畜の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者や家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

#### 【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

##### 1 家畜に関する事業者

家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商、農協等

## 2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

## 3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家畜が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第3の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 なお、国は、あらかじめ定めた4の（1）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 第2章 発生予防対策

### 第2 平時からの取組

#### 1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国や国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 口蹄疫の特徴、農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、家畜の所有者や飼養衛生管理者、関連団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、口蹄疫ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

#### 2 都道府県の取組

- (1) 家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。
- (4) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。また、口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。
- (5) 家畜の所有者に対して、その飼養している家畜につき、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、

家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

- ① 法第 51 条に基づく農場への立入検査
- ② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第 4 の 1 の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（牛（月齢が満 24 か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満 17 か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては 200 頭以上、牛（月齢が満 4 か月以上満 24 か月未満（肥育牛にあっては、満 4 か月以上満 17 か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜を集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第 9 の 1 の (1) 又は第 21 の 1 の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 近年、畜産経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、口蹄疫の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (9) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

### 3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

### 4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 に規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

### 第3 発生に備えた体制の構築・強化

#### 1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (3) 口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ血清型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、周辺国で分離されたウイルスに対する有効なワクチン等の情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。  
また、現在の口蹄疫ワクチンでは、
  - ① 備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
  - ② 感染の完全防御はできないといった性能の限界があること等について十分周知する。
- (4) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

#### 2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
  - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体の動員を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
  - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。
  - ③ 家畜の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
  - ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。
- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 家畜の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、

周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚及びいのししの所有者に対しては、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

- ① 当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。
  - ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
  - ③ 家畜の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家畜の所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家畜の所有者が生じないよう支援を行う。
  - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

### 【留意事項 2】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 3 の 2 の (4) の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 家畜の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民等への説明等）

### 【留意事項3】 化製処理施設における交差汚染防止対策

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

#### 1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底

化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性のある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

#### 2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別

原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。

#### 3 交差汚染防止対策の実施

原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないように、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

### 【留意事項4】 化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している家畜の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。

- 1 化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
- 2 化製処理施設内における作業動線
- 3 化製処理に当たって使用するライン
- 4 作業中の病原体拡散防止策
- 5 化製処理後産物の取扱い

- (5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

### 【留意事項5】 野生動物対策に係る連携及び協力体制の整備

特に発生時には、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）を介したウイルス

の拡散防止対策及び野生動物におけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生動物における家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

（６）発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

（７）発生時には、発生地域の家畜の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

### 3 市町村及び関係団体の取組

（１）１及び２に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

（２）家畜の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

### 4 関連事業者の取組

（１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。

（２）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

### 第3章 まん延防止対策

#### 第1節 家畜における防疫対応

#### 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

##### 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

#### 【留意事項6】 異常家畜の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

#### 【留意事項7】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ、鼻鉗子、開口器等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3及び4の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：口蹄疫抗原検出キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等）、プロバングカップ、綿棒）、アルコール綿、保冷・保温資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラー

## 【留意事項8】都道府県が行う指導に関する事項

### 1 家畜の所有者から届出があった場合

- (1) 家畜以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜及び当該異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

### 2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの口蹄疫ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服は洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

### 3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似

患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
- (8) 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者に対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

#### 4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に入畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及びと

畜場入場者が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

## 2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等(以下「好発部位」という。)を中心とした徹底した臨床検査(体温測定を含む。)を行う。

その際、全ての異常家畜(異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭)の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、動物衛生課と協議の上、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット(以下「抗原検出キット」という。)を使用する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告、撮影した写真及び抗原検出キットを使用した場合はその結果を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状(以下「特定症状」という。)を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットを使用した場合はその結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)がある(鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等がある)。

② 同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある。

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。)若しくは再生医療等製品(医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み

替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。)又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される。

- (4) 動物衛生課は、(3)により報告(抗原検出キットの結果を含む報告を除く。)があった場合には、送付された情報を踏まえ、都道府県畜産主務課に対し、必要に応じて、抗原検出キットを使用する旨を指示する。また、都道府県畜産主務課は抗原検出キットの結果について、動物衛生課に報告する。
- (5) 動物衛生課は、(3)及び(4)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。必要に応じて、7により経過観察する旨を指示する。

### 【留意事項9】異常家畜等の写真の撮影に関する事項

- 1 異常家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変について明確な写真を撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影すること。また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影すること。ただし、立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行うことができる。

これらを踏まえ、異常家畜については、少なくとも次の(1)、(2)にそれぞれ掲げる写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、複数の角度で撮影すること。また、異常家畜と他の家畜との接触の機会(同居の状況等)に関する情報についても、口蹄疫の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同居の状況、隣接畜房との位置関係等が分かる写真についても撮影し、送付すること。

#### (1) 牛について

- ① 外貌(全身について開口検査の前に撮影すること。)
- ② 頭部(口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影すること。)
- ③ 上唇(粘膜面)、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌(表面及び裏面。病変がない場合でも、少なくとも表面については撮影すること。)
- ⑥ 鼻(鼻鏡、鼻腔)
- ⑦ 蹄(蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも1肢については撮影すること。)
- ⑧ 乳頭

#### (2) 豚について

- ① 外貌(全身)
- ② 舌

- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも1肢については撮影すること。）
- ⑤ 乳頭

2 1つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。なお、写真1枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とすること。

3 写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。

4 また、防疫指針第4の2の（3）の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、都道府県で特定症状ではないと判断した場合についても、同様に写真を撮影し、送付すること（防疫指針第4の2の（3）の③のただし書きの場合を除く。）。

#### 【留意事項10】 異常家畜の症状等に関する報告

都道府県畜産主務課は、異常家畜の症状等に関する情報について、別記様式2により動物衛生課に報告すること。なお、報告の内容によっては、防疫指針第4の3の（4）に基づき検体の送付を求める場合もあるため、調査内容を直ちに報告することとし、確認に時間を要する事項がある場合には、確認がとれ次第追加で報告すること。

#### 【留意事項11】 死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

家畜の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡家畜の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常家畜が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

### 3 検体の送付

2の（2）の報告等により、2の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、都道府県は、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議の上、当該検体を動物衛生研究部門に搬入する。

（1）特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合

（2）一つの畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、特定症状を呈して

- いる家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合  
(3) 抗原検出キットにおいて陽性と判定された場合  
(4) 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

## 【留意事項 12】 検体の採材及び送付の方法

### 1 ウイルス学的検査のための検査材料

水疱、びらん、潰瘍、痂皮等を呈している部位の組織採材に当たっては、検査材料が 0.5g 以上必要であることから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体の組織材料をプールして差支えない。

また、採材した検査材料は滅菌された気密性の高いチューブ等に入れ、希釈液及び保存液は全てダルベッコ PBS (-) pH7.4 (±0.2) (DPBS) を用い、グリセリンは加えないこと (pH7.2~7.6 であることを確実に確認すること。)

#### (1) 水疱が認められる場合

水疱液を注射器等で吸引し、チューブ等に入れ、DPBS は入れずに冷蔵 (4℃) して輸送すること。

また、水疱上皮は DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。

#### (2) 水疱が破れ真皮が露呈しているが水疱上皮が確認できる場合又はびらん、潰瘍、痂皮等が確認できる場合

水疱上皮又はびらん、潰瘍、痂皮等の病変部を切り取ることが可能な場合は DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。切り取ることができない場合には、水疱が破れ真皮が露呈している部分、びらん、潰瘍、痂皮等を綿棒等で拭い、2ml (綿棒等が確実に浸る量) の DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。

#### (3) その他

動物衛生課から指示があった場合には、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取すること。食道・咽頭液に細胞成分が含まれていることを確認したら、DPBS と食道・咽頭液を等量で混合し、密栓する。直ちに容器の外側を適切な消毒剤等で消毒し、ドライアイス又は液体窒素を用い、-70℃以下で急速凍結し、冷凍 (-70℃以下) で輸送すること。

### 2 血清学的検査のための検査材料

分離剤入りの真空採血管を用いて血液を採取し、そのまま冷蔵 (4℃) して輸送すること。なお、ヘパリン入り真空採血管を用いると、液相競合エライザ法で極めて高い確率で非特異反応が認められることから、使用してはならない。また、血液を凍結させ溶血した場合には検査に供することができないことから、凍結させないよう保存及び輸送法を考慮すること。

### 3 材料の輸送

- (1) 採材した材料は密閉した容器に入れ、容器の外側を消毒して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 (海外病研究拠点 (東京都小平市)。以下「動物衛生研究部門」という。) へ運搬する。

食道・咽頭液以外は全て冷蔵（4℃）で輸送し、食道・咽頭液はドライアイス等を用いて冷凍（-70℃以下）で輸送すること。ドライアイス等の使用は材料の pH が低下しウイルスが不活化される危険性が高いことから、材料を入れた容器は厳重に密閉してドライアイスに包む。

さらに、冷却剤としてドライアイスを使用する場合には、次の事項を含め、取扱いに注意すること。また、事前に輸送の際に利用が想定される航空会社等に輸送方法を確認しておくこと。

- ① ドライアイスは、1次容器（検体を直接入れる容器）及び2次容器（密閉容器）内に入れてはならない。
  - ② ドライアイスを入れる3次容器（外装容器）は、気化したガスが放散されるものを用いること。
  - ③ 外装容器の表面には、ドライアイスを使用していることを表示すること。その際、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示されたドライアイス（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付すること。
- (2) 動物衛生研究部門への搬入に当たっては、事前に連絡の上、直接連絡員が持参すること。規則第 56 条の 25 の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。また、空輸等最も早く確実な運搬方法を選択すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式 3）は、電子メールにより提出すること。

#### 4 材料の採取時の注意

材料の採取時には、口蹄疫ウイルスの散逸、検査室の汚染等を防ぐため、採取時に病変部を触った手で周囲の物品に触れること等による汚染の可能性に十分注意するとともに、試料で汚染された採取者の体表、四肢、畜舎の床、土壌、検査室、採取に使用した器材、材料を入れた容器の外側等の消毒、滅菌に十分留意する。また、採取者自身の負傷防止の観点から解剖時には防護服、ゴム手袋、切創防止用手袋、マスク及びフェイスシールド等を着用する。

また、材料の採取に用いた器具や抗原検出キットの前処理後の材料、残余資材等については、消毒の上、家畜保健衛生所に持ち帰り滅菌、焼却等の適切な廃棄を行うこと。

#### 4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 法第 32 条第 1 項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
  - ア 生きた家畜
  - イ 生乳
  - ウ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
  - エ 家畜の死体
  - オ 家畜の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）

- カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
  - ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
  - ④ 当該農場を中心とした半径 10 km以内の区域の農場について、①に掲げるもの（イについては半径 1 km 以内の区域にある農場で搾乳されたものに限る。）の移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 21 日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 家畜の移動履歴
  - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
    - ア 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
    - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
  - ③ 堆肥等の出荷先
  - ④ 精液及び受精卵等の出荷先
  - ⑤ 給与飼料の情報

### 【留意事項 13】 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式4により動物衛生課に報告すること。

## 5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査（遺伝子検出検査（RT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査をいう。）及び必要に応じた遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 第3の2の(1)に基づく事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 通行の制限又は遮断の検討
- (6) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (7) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

#### 【留意事項 14】 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

### 6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検査等をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

### 7 経過観察

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合であって、動物衛生課が4の（1）の①及び④、4の（2）並びに5の措置を講ずる必要がないと判断したときには、次の措置を講ずる。

（1）当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。

なお、病変の状態、同居家畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができるものとする。

① 飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導すること（必要に応じて、4の（1）の①に準じた移動制限措置を講ずること）

② 4の（1）の②及び③の措置を講ずること

③ 家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該患畜と同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること

（2）（1）の③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに1に準じた対応をとる。

（3）一般病性鑑定のための検体は、原則として（1）の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。

なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

### 8 その他

1から7までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。

## 第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

### 1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究部門が行う抗原検査及び血清抗体検査の結果又は第4の7の経過観察の結果に基づき、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合又は抗原検出キットにより陽性と判定された場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、総合的に判定する。
- (2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う抗原検査又は血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

### 2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

#### (1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

#### (2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合にあつては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び抗原検出キットにより陽性と判定された家畜並びにこれらの家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあつては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に、当該患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜
- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目

の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

- ⑥ 第 12 の 1 の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

**【留意事項 15】 病性等判定日を起算日とする日数の数え方**

病性等判定日当日は、不算入とする。

## 第6 病性等判定時の措置

### 1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

#### 【留意事項16】 野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径10km以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生動物から口蹄疫ウイルスが検出された場合又は口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する口蹄疫のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径10km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (4) (3)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を

本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
  - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
  - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
  - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
  - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

## 【留意事項17】 都道府県対策本部

### 1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

### 2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家畜の届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに防疫指針第9の移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・ 記録班：発症家畜の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症家畜の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜等の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び家畜の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）へ対応する。

### 3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表

する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
  - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
  - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

#### 【留意事項 18】 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式 5 により行うこと。

#### 【留意事項 19】 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第 6 の 3 の (5) の事項について協力を求めること。

### 4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第 3 の 2 の (1) に基づき事前に策定した動員計画及び第 4 の 5 で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

- (2) 都道府県は、(1) により策定した具体的な防疫計画に基づいて農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

#### 【留意事項 20】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 口蹄疫の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家畜の飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合には、直接防疫業務に当たら

せないようにすること。

- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。また、動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県等から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

## 第7 発生農場等における防疫措置

### 1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び5に掲げる殺虫剤等の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（3）の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。そのほか、と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止するため、必要な措置を講ずる。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
  - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - ② 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (10) 第3の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

#### 【留意事項21】発生農場等における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

- 2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況（畜種を含む。）、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺環境（周辺農場数、家畜の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第 5 の 2 の患畜又は初発の疑似患畜が確認された畜舎及びその周辺畜舎で飼養されている家畜、臨床症状が確認されている家畜、複数の畜種についてと殺を行う必要がある場合における豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。
- 4 現地の総括責任者は、畜種別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 畜舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

#### 【留意事項 22】 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこと。

と。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。

- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

### 【留意事項23】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式6により作成すること。

### 【留意事項24】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（防疫第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。

## 2 死体の処理（法第21条）

- （1）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。
- （2）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の（3）の発生農場における措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- （3）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
- ① 当該死体を十分に消毒する。
  - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証

明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

#### 【留意事項 25】 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

- (4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第3の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。
- (5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
  - ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
  - ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
  - ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- (6) 第3の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

#### 【留意事項 26】 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の2の死体の処理が完了したとみなす。

- 1 埋却又は焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 化製処理を行った死体を埋却し、又は焼却する場合、全ての化製処理を行った死体を密閉容器に入れ終えた時点

#### 【留意事項 27】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で 150 から 300 頭程度、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 21 の優先順位付けに基づき実施すること。

### 3 汚染物品の処理（法第 23 条）

(1) 家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）等が接触しないよう隔離及び保管する。

① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

② 家畜の排せつ物等

③ 敷料

④ 飼料

⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
  - ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- (5) 第 3 の 2 の (4) に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

#### 【留意事項 28】 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 9 の 3 の (1) の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加により pH が 5 以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成 24 年 8 月 10 日付け 24 消安第 2402 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認された時点

#### 4 畜舎等の消毒（法第 25 条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH 6.0 以下）又はアルカリ（pH 9.0 以上）によっ

て感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ナトリウム（炭酸ソーダ）、消石灰等を用いて行う。

第3の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

#### 【留意事項29】と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第7の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施することとするが、防疫指針第10の3に基づき、制限区域の設定後21日間とはと畜場を再開できないことに留意する必要がある。

### 5 畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と併せて、はえ等の駆除及び口蹄疫ウイルスを伝播する可能性がある昆虫等の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に、殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロピタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

### 6 家畜の評価

- （1）家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- （2）評価額の算出は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該家畜の泌乳量、体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- （3）家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。
- （4）農林水産省は、都道府県において家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払いを行う。

#### 【留意事項30】家畜の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙により行う。

## 第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
  
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
  
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

### 1 制限区域の設定

#### (1) 移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）、5の（3）及び5の（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第4の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10kmを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

#### (2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

#### (3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

#### (4) 制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

#### (5) 家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜

の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

**【留意事項 31】 制限区域内における指導事項**

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1 法第 52 条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) 特定症状の有無

(2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

(4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

(5) 異常産した母畜の頭数

(6) 農場から出荷した家畜の頭数

(7) 農場に導入した家畜の頭数

(8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見

2 家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

- 7 野生動物と家畜の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）について、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

## 2 制限区域の変更

### (1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

### (2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5km まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

## 3 制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- (1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。
- (2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

## 4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1km 以内の区域にある農場（第12の2の（1）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 家畜の排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

## 5 制限の対象外

### (1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
  - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
  - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
  - カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ケ 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。
  - ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

#### 【留意事項 32】 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 7 により作成する。

### (2) 制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

制限区域外の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

### (3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 km 以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

**【留意事項 33】 制限区域の設定後 21 日間経過した後の制限の対象外**

原則として、制限区域の設定後、21 日間経過した場合に移動制限区域外から移動制限区域内に家畜等（防疫指針第 9 の 4 に掲げるものをいう。）を移動するための制限の対象外を設ける場合は、次のとおりとする。

ただし、移動する際は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること。

**1 移動制限区域内のと畜場への出荷**

防疫指針第 10 の 3 により事業を再開したと畜場に直接搬入する場合に限り認める。

**2 飼料、敷料等の家畜の飼養に係る資材等の導入**

農場に直接搬入する場合に限り認める。

**3 精液、受精卵の導入**

農場に直接搬入する場合に限り認める。

## 第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

### 1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

③ 家畜の放牧

(2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

### 【留意事項34】 移動制限区域内及び搬出制限区域内の制限の対象となる業務

#### 1 と畜場

新たな家畜の受入（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）

#### 2 家畜市場、家畜共進会等

新たな家畜の受入（判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）

#### 3 放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。）

### 【留意事項35】 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

### 2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

(1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

(2) 家畜の放牧

### 3 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒

する。

#### 4 と畜場の再開

##### (1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で口蹄疫が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

##### (2) 再開後の遵守事項

再開後には、制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 家畜の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 搬入した家畜について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体することが不適当とされた場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑤ 搬入した家畜は、農場ごとに区分管理すること。
- ⑥ 家畜及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

#### 【留意事項36】 家畜の集合を伴わない催物等に関する事項

家畜の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、口蹄疫が発生している地域から催物等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

## 第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
  - (1) 道路網の状況
  - (2) 一般車両の通行量
  - (3) 畜産関係車両の通行量
  - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

### 【留意事項37】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

#### 1 消毒ポイントによる消毒

##### (1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

##### (2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、保管すること。

#### 2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

#### (1) 畜産関係車両

車両の消毒については、比較的車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底すること。なお、運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

#### (2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

### 3 公共施設等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導すること。

### 4 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

### 5 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

#### 【留意事項 38】 発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

### 1 疫学調査

#### (1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第4の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

#### (2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から14日を経過した後に、血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、14日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ④ 第5の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜
- ⑤ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜

#### (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
- ③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜の排せつ物等

## ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

### 【留意事項 39】 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項に基づき、実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
  - (1) 特定症状の有無
  - (2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
  - (3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
  - (4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
  - (5) 異常産した母畜の頭数
  - (6) 農場から出荷した家畜の頭数
  - (7) 農場に導入した家畜の頭数
  - (8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見

### 【留意事項 40】 疫学調査に関する実施項目

口蹄疫の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者から聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

#### 1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある家畜の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

#### 2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範

- 困でねずみ、はえ等の昆虫等の生息状況等)
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
  - (3) 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
  - (4) 所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
  - (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
  - (6) 野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
  - (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
  - (8) 農作業用機械の共有の有無
  - (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

#### 【留意事項 41】 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 14 日間経過した後立入検査を行い、特定症状の有無等の異状について確認すること。
- 2 1の立入検査時に家畜について、次を確認すること。
  - (1) 動物衛生研究部門で実施した血清抗体検査で陰性であること
  - (2) 飼養家畜において第4の2の(3)の特定症状が確認されないこと
  - (3) (1)及び(2)の検査対象とする家畜の頭数は少なくとも30頭（95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数（30頭に満たない場合は全頭）。ただし、各畜舎から少なくとも無作為に5頭を採材）とするが、事前に動物衛生課と協議すること

## 2 移動制限区域内の周辺農場の検査

### (1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

#### ① 電話調査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

#### ② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場

に限る。)及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場(牛(月齢が満24か月以上(肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。))にあっては、満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。以下同じ。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体(鼻腔スワブ及び血液)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(鼻腔スワブ及び血液)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

## (2) 清浄性確認検査

第9の1により設定した制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体(血液)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

### 【留意事項42】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭(各畜舎から無作為に少なくとも5頭)とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

### 【留意事項43】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第12の2の(1)の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間に発生が連続し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

## 3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果につい

て、動物衛生課に報告する。

#### 4 1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果に基づき、第5の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

#### 5 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

#### 6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(法第34条の2)

- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ口蹄疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
  - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
  - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

#### 7 野生動物における感染確認検査

都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する。

**【留意事項44】野生動物における感染確認検査等に関する事項**

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において、死亡した野生動物又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生動物について、少なくとも21日間、口腔内のぬぐい液及び血清を採材する。

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、防疫指針第17に基づき対応する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも21日間」については、当面継続とする。

### 第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

1 現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における口蹄疫の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

2 農林水産省は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。

3 備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第14に定めるところにより使用する。

4 農林水産省は、ワクチンについて、諸外国での使用事例等の国際的な情勢も踏まえ、更に研究、検討を進める。

#### 【留意事項45】 ワクチンに関する事項

1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。

2 ワクチンの接種は、法第31条に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。

3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。

4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整の上返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

## 第14 予防的殺処分（法第17条の2）

### 1 予防的殺処分の実施の判断

(1) 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として、実施する。

(2) このため、農林水産省は、①又は②の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生動物が確認された地点等を中心とした半径500mから3km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、農林水産省は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。

なお、①又は②の検討に当たっては、第12の1及び2の調査の結果等を参考とする。

#### ① 家畜における要素

ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ 感染の急速な広がり

ウ ウイルス浸潤状況

#### ② 野生動物における要素

ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ 感染の急速な広がり

ウ ウイルス浸潤状況

エ 野生動物の状態（病変、検査結果等）

オ 環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、地理的状况等）

カ 周辺農場の飼養衛生管理の状況

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種の有無についても、併せて決定する。

### 2 指定地域の変更

農林水産省は、必要に応じて、1の(2)で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。

### 3 指定地域の解除

農林水産省は、1の(2)で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、当地域の指定の全部又は一部を解除する。

### 4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

① 実施時期

② 実施地域

- ③ 対象家畜
  - ④ ワクチン接種の有無（実施する場合には、実施時期、実施範囲、対象家畜等）
  - ⑤ その他必要な事項
- (2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。  
予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材等を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。
- (3) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行い、原則として第7の2に規定する方法に準じて家畜の死体の処理を行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる家畜の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。
- この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

**【留意事項 46】 ワクチン受領書及び使用報告書**

都道府県は、ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合には、別記様式8による受領書を発行すること。また、ワクチン及び注射関連資材の使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式9により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

## 第15 家畜の再導入

### 1 導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認められた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

### 2 導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

### 3 導入後の飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認

都道府県は、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模飼養農場に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。

当該立入検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

#### 【留意事項47】 家畜の再導入に関する事項

家畜の再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

- 1 農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。ただし、これにより難しいときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
  - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施している。
  - (2) 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了している。
  - (3) 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。
- 2 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- 3 家畜の再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行

える体制の確保に努める。

## 第16 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

### 【留意事項48】 疫学調査チームが実施する現地調査

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成とする。

## 第2節 野生動物における防疫対応

### 第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

#### 1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、第12の7の野生動物の感染確認検査等により、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

#### 【留意事項49】口蹄疫の診断のための動物衛生課との協議について

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、死亡した野生動物が発見された又は野生動物が捕獲された地域における、口蹄疫を疑う臨床症状が確認されている野生動物の状況等を踏まえ、動物衛生課とあらかじめ協議する。

#### 【留意事項50】検体の採材及び送付の方法

留意事項12に準じる。

#### 2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場で口蹄疫が発生する場合に家畜のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
- (3) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 通行の制限又は遮断の検討
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 感染疑い野生動物が確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体等への連絡
- (7) 感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導
- (8) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

#### 3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には、病変

のステージに応じた方法（抗原検査及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

## 第18 病性の判定

農林水産省は、第17の1により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の地域において、既に口蹄疫ウイルスに感染した野生動物が確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに臨床検査により判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

## 第19 病性判定時の措置

### 1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生動物を確認した地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該都道府県内の家畜の所有者及び飼養衛生管理者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

#### 【留意事項51】野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針第18により、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径10km以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

(2) (1)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(3) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第17の2の(6)及び(7)に規定する者に連絡する。

### 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定後、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生動物等の専門家

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよ

う、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

**【留意事項 52】 都道府県対策本部**

留意事項 17 に準じる。

**3 報道機関への公表等**

- (1) 第 18 により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
  - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
  - ② 野生動物が確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

**【留意事項 53】 報道機関への公表**

留意事項 18 に準じる。

**【留意事項 54】 報道機関への協力依頼について**

留意事項 19 に準じる。

## 第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び第25条の2第3項）

1 都道府県又は市町村は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であるとする旨の連絡を受けた後、当該野生動物が確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、（1）又は（2）の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

（1）当該地点を中心とした半径3km以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間

（2）（1）と同じ区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために1の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間

2 野生動物における感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 第21 移動制限区域の設定（法第32条）

### 1 移動制限区域の設定

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

### 2 移動制限区域の設定方法

- (1) 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- (2) 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- (3) 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
  - ① 移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
  - ② 報道機関への公表等を通じた広報
  - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

### 3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

### 4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

#### 【留意事項55】 移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第21の1の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第52条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- (1) 特定症状の有無
- (2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
- (4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
- (5) 異常産した母畜の頭数
- (6) 農場から出荷した家畜の頭数
- (7) 農場に導入した家畜の頭数
- (8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見

2 家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

7 野生動物と家畜の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）について、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

## 5 移動制限区域の変更

### (1) 移動制限区域の拡大

野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

### (2) 移動制限区域の縮小

野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなってい

ることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。

## 6 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生動物における浸潤状況、周辺農場における感染防止対策の実施状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

## 7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 家畜の排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

## 8 移動制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

### ① 移動する際の措置

- ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の家畜に異状がないことを確認すること。
- イ 原則として、移動する死体等には消毒薬を散布し、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これら密閉車両等が確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- オ 複数の農場を経由しないこと。

- カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。
  - キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。
  - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
  - ケ 移動経過を記録し、保管すること。
- ② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置
- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。
  - イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
  - ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。
  - エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。
- (2) 移動制限区域外の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動
- 移動制限区域外の農場の家畜の死体等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。
- この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②のアからエまでの措置を講ずる。
- (3) 移動制限区域外の家畜等の通過
- 移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。
- この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- (4) その他
- (1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（第 18 により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点から半径 5km 以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。
- この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

**【留意事項 56】 移動制限区域の設定後 21 日間経過した後の制限の対象外**  
留意事項 33 に準じる。

## 第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

### 1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
- ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- ③ 家畜の放牧

(2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じ消毒設備を設置させるものとする。

#### 【留意事項57】 移動制限区域内の制限の対象となる業務

留意事項34に準じる。

#### 【留意事項58】 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

### 2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

### 3 と畜場の再開

第10の4を準用する。

#### 【留意事項59】 家畜の集合を伴わない催物等に関する事項

留意事項36に準じる。

### 4 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、口蹄疫のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

## 第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第18により陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、家畜において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。
  - (1) 山道・道路網の状況
  - (2) 人・一般車両の通行量
  - (3) 畜産関係車両の通行量
  - (4) 山、川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第18により陽性であるとの判定された野生動物が確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生動物への拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

### 【留意事項60】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

#### 1 消毒ポイントによる消毒

##### (1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

##### (2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

#### 2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒)により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、比較的車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

### 3 公共施設等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導すること。

### 4 消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

### 5 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

## 第 24 ウイルスの浸潤状況の確認等

### 1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第 18 により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 18 の病性の判定前に実施することができる。

#### (1) 野生動物における検査等

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

#### 【留意事項 61】 野生動物における検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第 24 の 1 の (1) の検査を行うに当たっては、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物について、少なくとも 21 日間、原則として、口腔内のぬぐい液及び血清により浸潤状況調査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも 21 日間」については、当面継続とする。

#### 【留意事項 62】 野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生動物におけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、放牧地の有無、山、河川の有無等の地理的状况等）等を踏まえて、必要に応じて、野生動物の捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

#### (2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6 頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

### 2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1 の (1) 又は (2) により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

### 3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

#### 【留意事項 63】 野生動物におけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するための野生動物の扱いについては、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和2年3月環境省・農林水産省公表）を準用する。

### 4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ口蹄疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
  - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
  - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

## 第4章 その他

### 第25 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、防疫措置の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、口蹄疫の研究・検査手法の開発動向を注視し、防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、防疫措置の完了後も、家畜の所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、家畜の所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、家畜の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

## 家畜の評価額の算定方法

### 1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

#### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。  
 なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。  
 ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。  
 イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。  
 ウ. 乳用種：資質は加味しない。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

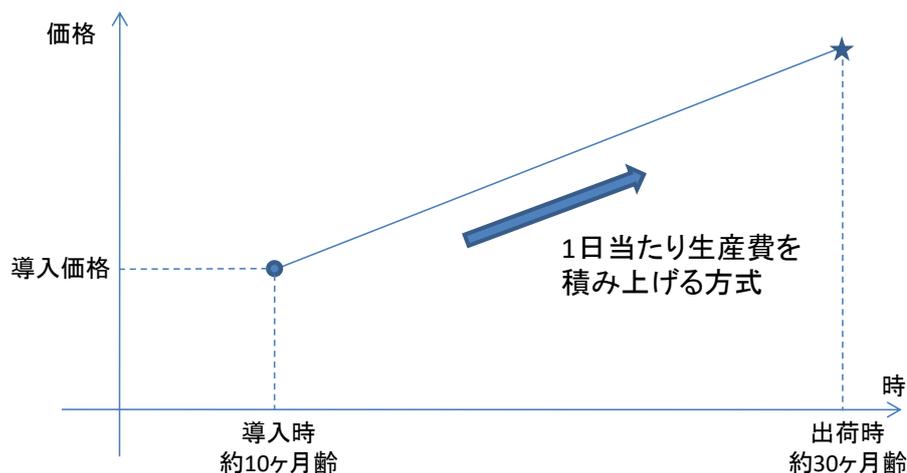
[参考] 品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

- 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  
 （全算入生産費 965,996円－素畜費 523,902円）÷（肥育期間 20.2か月 × 30.4日）＝ 720円
- 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  
 （全算入生産費 583,148円－素畜費 195,223円）÷（肥育期間 19.2か月 × 30.4日）＝ 665円
- 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  
 （全算入生産費 338,437円－素畜費 104,769円）÷（肥育期間 14.6か月 × 30.4日）＝ 527円

**【例】** 肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	
393,773円（全国の和子牛平均取引価格）	+ 720円 ×（約20か月×30.4日）	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">831,533円</span>

**肥育牛  
(和牛の場合)**



## 2 肥育豚

### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% = 2,871円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903円 - 産み落とし価格 2,871円) ÷ (肥育期間 6.4か月 × 30.4日) = 149円

- ・ 前期1日当たり生産費(0~2.3か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75円
- ・ 後期1日当たり生産費(2.3~6.4か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194円

**【例】肥育豚を出荷時(6.4か月齢)で評価**

[100日齢の子豚を導入している場合]

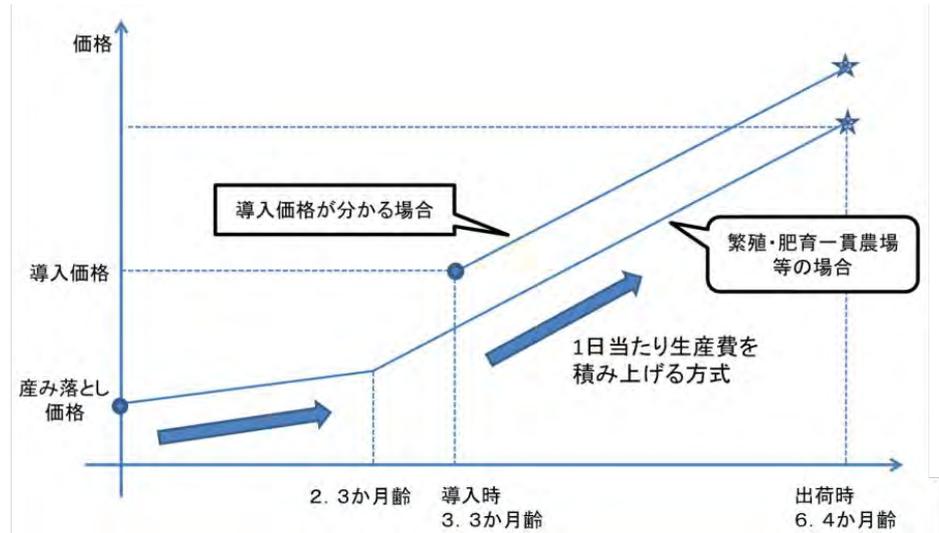
導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数  
 15,220円 + (194円 × (6.4か月 - 3.3か月) × 30.4日) = 33,503円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

産み落とし価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数  
 2,871円 + ((75円 × 2.3か月) + (194円 × 4.1か月)) × 30.4日 = 32,295円

## 肥育豚



### 3 肉用子牛

#### 【和子牛】

##### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 飼養日数に応じた増価額 (1日当たりの増価額 × 飼養日数) + 親牛加算金

##### (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農業物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。  
(近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格 - 産み落とし価格) ÷ 近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患者と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

#### [参考]

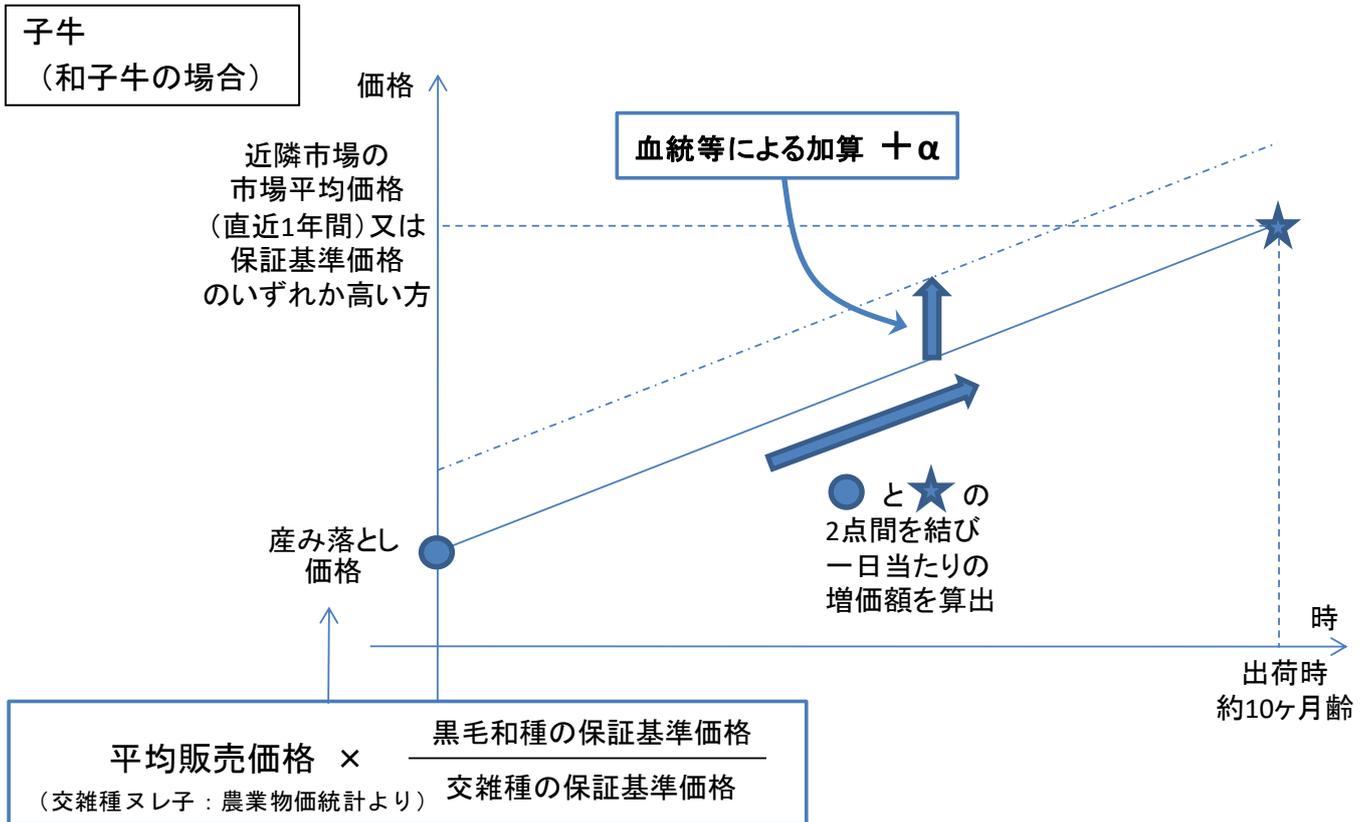
- 産み落とし価格 (H21年農業物価統計から算定)

$$\text{乳子牛 (交雑種: ヌレ子)} \quad 95,730 \text{ 円} \times \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} = \boxed{163,957 \text{ 円}}$$

↳ H21年平均販売価格

- 和子牛の1日当たりの増価額 (H21年農業物価統計から算定)

$$(\text{和子牛 (去勢) の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円}) \div (\text{育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日}) = \boxed{735 \text{ 円}}$$



### 【乳子牛 (雄・交雑種)】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額 (1日当たりの増価額  $\times$  育成日数) + 親牛加算金

#### (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛 (ホルスタイン種雄牛: 生後 7~10 日程度) 及び乳子牛 (交雑種: 生後 7~10 日程度) の直近 1 年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

#### 【参考】

- 産み落とし価格 (H21 年農業物価統計から算定)

乳子牛 (ホルスタイン種雄牛: 約 8.5 日齢) 平均販売価格 = 26,310 円

- 乳子牛 (雄) の 1 日当たりの増価額 (H21 年農業物価統計から算定)

(肥育用乳用雄 (ホルスタイン種: 約 6.5 か月齢) の平均販売価格 101,300 円 - 産み落とし価格 26,310 円)  $\div$  (育成期間 6.5 か月  $\times$  30.4 日) = 380 円

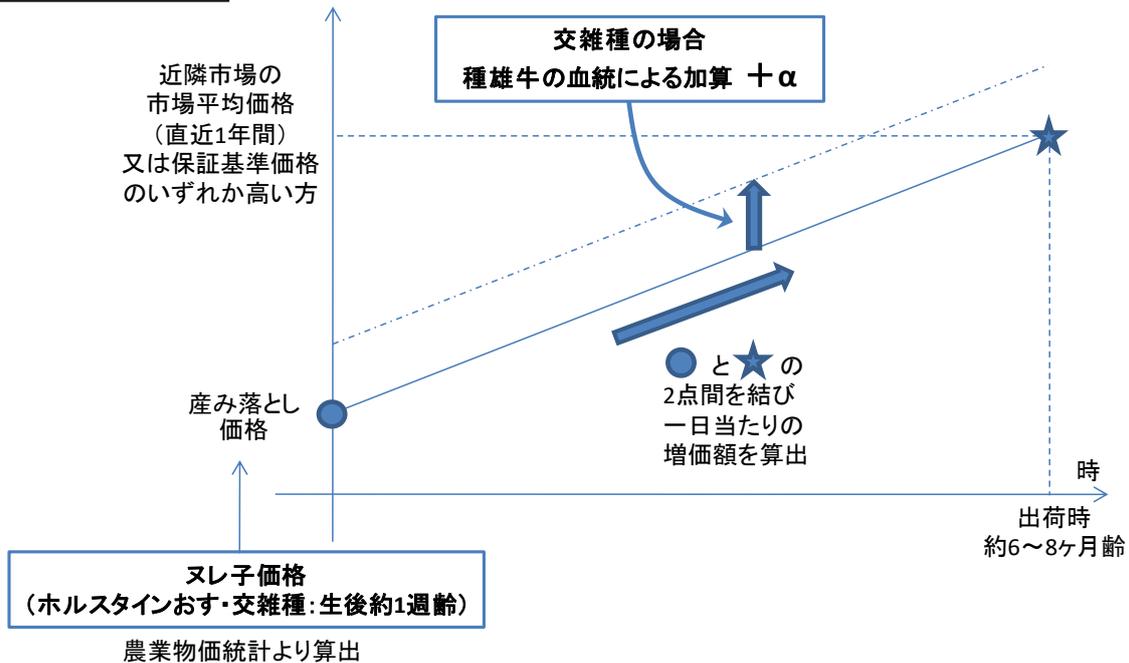
- 産み落とし価格 (H21 年農業物価統計から算定)

乳子牛 (交雑種: 約 8.5 日齢) 平均販売価格 = 73,440 円

- 乳子牛 (交雑種) の 1 日当たりの増価額 (H21 年農業物価統計から算定)

(肥育用乳用 (交雑種: 約 8 か月齢) の平均販売価格 161,300 円 - 産み落とし価格 73,440 円)  $\div$  (育成期間 8 か月  $\times$  30.4 日) = 361 円

乳子牛  
(雄・交雑種の場合)



#### 4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

##### 【肉用繁殖雌牛（未經産）】

###### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

###### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎しているには、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

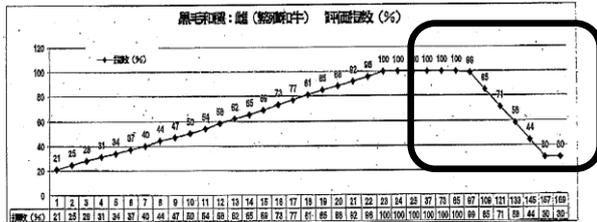
##### 【肉用繁殖雌牛（経産）】

###### (1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

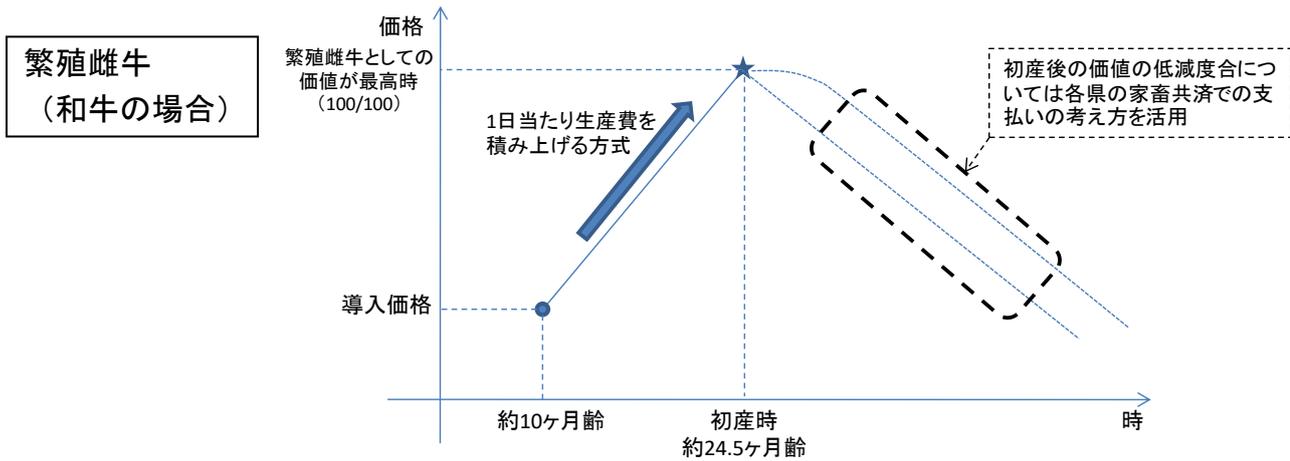
###### (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。  
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約 24.5 か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{ 382,600 円（繁殖用和牛雌子平均購入価格） +	（720 円 × （24.5 か月 - 9.5 か月） × 30.4 日） }	} × 1.2
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">853,104 円</span>		

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数） + 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

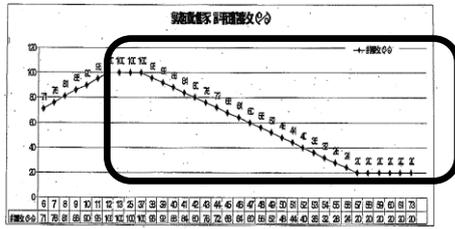
(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

$$\begin{aligned} & \text{導入価格} \qquad \qquad \qquad (1日当たりの生産費 \times \text{飼養日数}) \qquad \text{妊娠加算分} \\ & \{ 55,280 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 \\ & = \boxed{127,779 \text{ 円}} \end{aligned}$$

## 5. 乳用牛

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。

④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

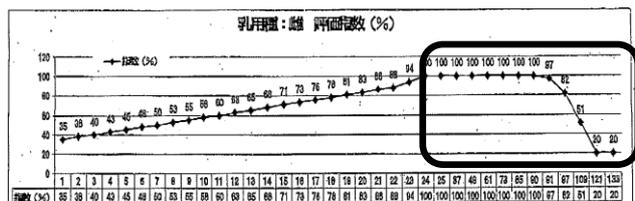
初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数(乳用種):各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費(1日当たりの生産費×出産までの日数)を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量(直近の305日成績等)を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

$$(\text{当該牛の年間平均産乳量} - \text{当該地域の年間平均産乳量}) \times \text{契約乳価} \times \text{収益率}$$

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあっては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時(約26か月齢)で評価

$$\begin{aligned} & \text{導入価格} && \text{1日当たりの生産費} \times \text{飼養日数} && \text{妊娠加算分} \\ & \{141,000 \text{ 円 (ホルスタイン雌子牛6か月齢平均購入価格)} + (546 \text{ 円} \times (26 \text{ か月} - 6 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日})\} \times 1.2 \\ = & \boxed{562,320 \text{ 円}} \end{aligned}$$

### 【乳子牛(雌)】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額(1日当たりの増価額×育成日数)

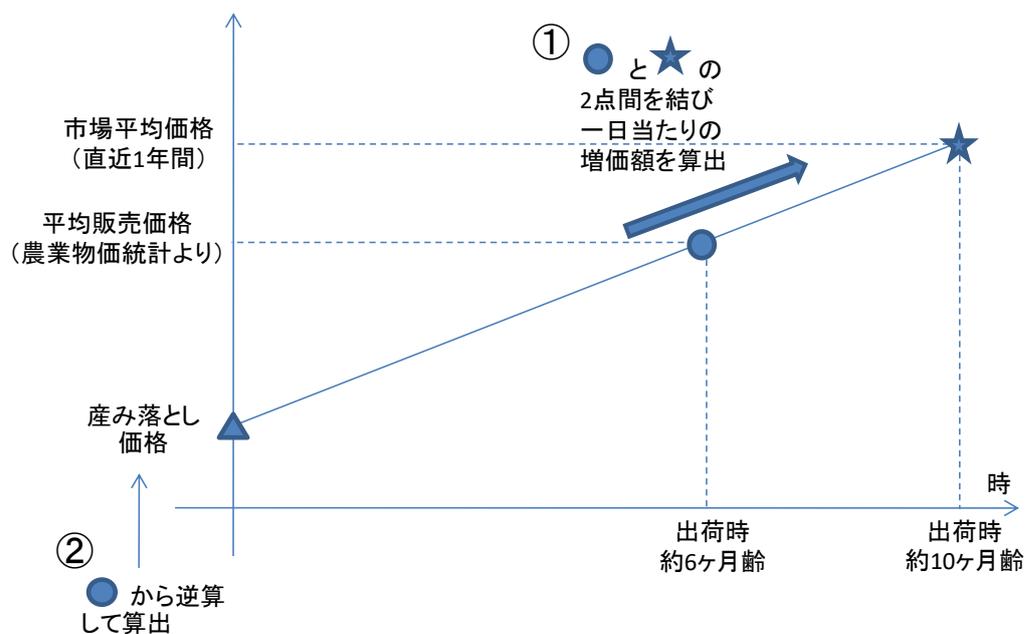
#### (2) 産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農作物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格(6か月齢)と近隣市場における平均取引価格(直近1年間:約10か月齢)から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農作物価統計のホルスタイン純粋種雌(6か月齢)の平均販売価格(直近1年間のもの)及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌(約10か月齢)を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農作物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

$$\text{ホルスタイン種雄の平均販売価格} \times \frac{\text{ホルスタイン純粋種雌(生後6か月程度)の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄(ホルスタイン種:生後6~7か月程度)の平均販売価格}} \times \text{飼養日数}$$

(生後7~10日)

## 乳用めす子牛



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年度のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

(留意事項)

別記様式 1～別記様式 9 (別添参照)